

# 理・美容所の構造設備基準の図面



- ★ 施設面積
- 1 理容所 床面積 11.55㎡以上
- 2 美容所 床面積 13.2㎡以上

- ★ 届出の時期  
施設の完成する7~10日前に環境衛生課まで申請
- ★ 消毒済の器具を未消毒の器具と区別して格納できる  
適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設  
けること。
- ★ 施設内には、犬猫等を入れないこと



★ 開設届を提出する際に必要な書類

- ① 申請書
- ② 営業施設の構造を記載した平面図面
- ③ 理・美容師につき結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書  
(1ヶ月以内、医師名・印があるもの)
- ④ 理・美容師の免許証
- ⑤ 管理理・美容師の講習会修了証(従業者の数が2人以上の場合)

★ 検査手数料  
16,000円